

ID: 272

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

| | | | |
|--|------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 使用の許可 | | |
| 例規名 根拠条項 | ぬまべ多目的スポーツパーク条例 第5条第1項 | | |
| 例規番号 | 令和4年条例第20号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第5条、第6条並びに暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 多目的グラウンドを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、多目的グラウンドの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、多目的グラウンドを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 1日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和5年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |